在留資格「特定活動」告示一覧

（2023年1月時点）

告示１号･告示２号･告示２号の２
家事使用人（外交官等）

告示３号
台湾日本関係協会職員及びその家族

告示４号
駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族

告示５号･告示５号の２
ワ-キングホリデー

告示６号･告示７号
アマチュアスポーツ選手とその家族

告示８号
国際仲裁代理

告示９号
インターンシップ

告示１０号
英国人ボランティア

告示１２号
サマージョブ

告示１５号
国際文化交流

告示１６号～２４号、２７号～３１号
インドネシア、フィリピン、ベトナム
二国間の経済連携協定（EPA）
看護師･介護福祉士関係

告示２５号･告示２６号
医療滞在とその同伴者

告示３２号
外国人建設就労者

告示３３号
高度専門職外国人の就労する配偶者

告示３４号
高度専門職外国人又はその配偶者の親

告示３５号
外国人造船就労者

告示３６号
特定研究等活動

告示３７号
特定情報処理活動

告示３８号
特定研究等活動家族滞在活動

告示３９号
特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親

告示４０号･告示４１号
観光、保養を目的とする長期滞在者
とその同伴者

告示４２号
製造業外国従業員受入事業における
特定外国従業員

告示４３号
日系４世

告示４４号･告示４５号
外国人起業家とその配偶者

告示４６号･告示４７号
本邦大学卒業者とその配偶者等

告示４８号･告示４９号
オリンピック関係者とその配偶者

告示５０号
スキーインストラクター

※　**告示１１号、１３号及び１４号は削除**